

新潟市会計年度任用職員人事評価実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第1号

新潟市会計年度任用職員人事評価実施規程の一部を改正する規程

新潟市会計年度任用職員人事評価実施規程（令和2年新潟市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 人事評価 能力態度評価及び業績評価により行う勤務成績の評価をいう。
- （2） 能力態度評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力及び態度を客観的に評価することをいう。
- （3） 業績評価 職員が命じられた業務を遂行する過程においての当該職員の取組及び結果を客観的に評価することをいう。

第5条を次のように改める。

（人事評価の期間）

第5条 人事評価の評価の区分及び評価期間は、次の表に掲げるとおりとする。

評価の区分	評価期間
能力態度評価	前期 每年4月1日から9月30日まで
	後期 每年10月1日から翌年3月31日まで
業績評価	前期 每年4月1日から9月30日まで

後期 每年10月1日から翌年3月31日まで

第6条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「人事評価を行う場合」を「能力態度評価及び業績評価を付す場合において」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「人事評価」を「能力態度評価及び業績評価」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 人事評価にあたっては、能力態度評価及び業績評価それぞれに評価の結果を表示する点数を付すものとする。

第8条第1項中「場合は」の次に「、被評価者と面談を行い」を加え、同条第5項中「人事評価」を「能力態度評価及び業績評価」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第4項を第5項とし、同項の次に次の2項を加える。

6 一次評価者及び最終評価者は、被評価者と面談を行う際、被評価者の成長につながるよう事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

7 一次評価者及び最終評価者は、被評価者が遠隔の地に勤務していることにより前項の面談により難い場合には、電話その他の通信手段による交信を行うことにより、同項の面談に代えることができる。

第8条第3項の次に次の1項を加える。

4 最終評価者は、一次評価者が一次評価において中位未満の評価を行った場合又は最終評価者が最終評価において中位未満の評価を行おうとする場合は、被評価者と面談を行うものとする。

第12条を第13条とする。

第11条中「第8条第5項」を「第8条第8項」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(職員の異動等への対応)

第9条 人事評価の実施に際し、職員が異動した場合その他必要な場合は、評価の引継ぎ

その他適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。